

飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金 応募の際の留意点

R3.3 商業貿易課

1 応募方法等

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

- ①応募書及び事業計画書（実施要領様式第1号及び第2号）
- ②誓約書（実施要領様式第3号）
- ③履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は個人事項証明書）
- ④会社案内等会社の概要がわかるもの（ホームページやチラシ等も可）
- ⑤積算根拠となる参考見積書
- ⑥飲食店営業許可証の写し
- ⑦風俗営業許可証の写し ※該当する場合
- ⑧納税証明書（県税の滞納がないことを証するもの）
- ⑨交付決定前着手届（交付要綱様式第8号） ※該当する場合

(2) 提出先

秋田県産業労働部商業貿易課

秋田県秋田市山王三丁目1-1（県庁第二庁舎3階）

(3) 提出方法

- ①（2）に定める提出先に持参又は郵送により、締切日の17時までに提出すること。なお、郵送により提出する場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ②締切日を経過した後の提出書類の差し替え、訂正等は出来ないものとする。
- ③提出した（1）に掲げる書類は、原則として返却しない。

2 事業計画の審査等

- ①事業計画の審査は、秋田県が設置する審査委員会が行う。
- ②審査委員会における審査は、応募のあった事業計画書による書面審査を行う。
- ③審査の結果は、審査終了後に書面により通知する。

3 審査結果の公表

審査の結果、採択された者については、秋田県のホームページ等により公表することがある。

4 事業計画の審査基準等

事業計画の審査に当たっては、主に次の項目における着眼点に基づき審査する。

①目的・手法の妥当性

応募事業者の取組の目的・手法が、市場動向や自社の経営資源等の分析に基づき、適切で妥当なものであるか。

②費用の妥当性

応募事業者の取組が、費用対効果の面で妥当なものであるか。

③新規性・先進性

応募事業者の取組が、業種や地域での普及程度を勘案して、新規性・先進性が高いものであるか。（IoT等の先進技術を活かした取組であるか等）

④期待される効果

目標の指標が妥当で、業績の回復が期待できるものであるか。

⑤安全対策への取組

業種別のガイドライン等に基づいた適切な感染対策を講じている等、応募事業者の取組が、消費者や従業員の感染予防につながるものであるか。

⑥補助金による支援の必要性

模範となるような事業計画で、普及性があることで地域経済への波及効果が見込まれるものであるか。

5 交付決定後の注意事項

（1）補助事業者の義務

補助事業者は、次の①から⑥に掲げる事項について順守しなければならない。

①補助金を事業計画以外の目的に使用してはならない。

②事業計画を変更、中止又は廃止する場合、予め承認を受けなければならない。

③申請及び報告書等の提出書類の記載事項に虚偽があってはならない。

④各種報告等について、期限までに確実に提出しなければならない。

⑤補助により取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

⑥補助事業の帳票類については、補助事業が完了した年度から5年間保存しなければならない。

（2）立入検査

①補助事業の進捗状況を確認するため、実地検査を行うことがある。

②補助事業修了後であっても、実地検査を行うことがある。

③実地検査により、補助金の返還命令等の指示があった場合には、これに従わなければならない。

(3) 補助金の交付

補助金は、補助事業者が事業完了後に提出する実績報告書を受け、実施内容等を検査・確認等を行い、交付すべき額を確定したうえで支払うものとする。

(4) 補助金の返還等

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- ①補助金を他の目的に使用したとき
- ②提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- ③補助事業の施行方法が不適正であるとき
- ④前各号に掲げるもののほか、要領又は交付の条件に違反したとき

※「実施要領」とは、「飲食店感染予防環境整備支援事業費補助金実施要領」をいう。

※「交付要綱」とは「秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱」をいう。

※「補助事業者」とは、本補助金の交付決定を受け補助事業を行う者をいう。